

# 子育て世帯訪問支援事業

# 府令委任事項（子育て世帯訪問支援事業）

## ○改正後の児童福祉法（抄）　※現行規定からの改正箇所に傍線

### 第六条の三

⑯ この法律で、子育て世帯訪問支援事業とは、内閣府令で定めるところにより、要支援児童の保護者その他の内閣府令で定める者に対し、その居宅において、子育てに関する情報の提供並びに家事及び養育に係る援助その他の必要な支援を行う事業をいう。

省令の規定ぶり

## ○改正後の児童福祉法施行規則（案）

**第一条の三十二の七** 法第六条の三第十九項に規定する子育て世帯訪問支援事業は、次項各号に掲げる者に対する支援の状況を把握しつつ、**保育士、保健師、助産師、看護師、子育てに関する知識及び経験を有する者**その他の当該事業による支援を適切に行う能力を有する者であつて、かつ、市町村長が当該事業の適切な実施を図るために行う研修（市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を受講したものをして、次項各号に掲げる者の居宅において、子育てに関する情報の提供並びに家事及び養育に係る援助を行わせることを基本として行うものとする。

- ② 法第六条の三第十九項に規定する内閣府令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
- 一 **要支援児童**（法第六条の三第五項に規定する要支援児童をいう。次条第一号において同じ。）又は**保護者に監護させることが不適当であると認められる児童の保護者**
  - 二 法第六条の三第五項に規定する**特定妊婦**
  - 三 前二号のいずれかに該当するおそれがある者その他の市町村長が子育て世帯訪問支援事業による支援が必要と認める者

# 子育て世帯訪問支援事業の運用イメージ（案）

## 【目的】

- 家事・育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊娠婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする。

## 【実施主体】

- 実施主体は、市町村（特別区及び一部事務組合を含む）とする。なお、市町村が認めた者への委託等を行うことができる。

## 【対象】

- 本事業の支援対象は、次に掲げるような状態にある家庭を対象とする。
  - ① 保護者に監護させることが不適当であると認められる児童のいる家庭及びそれに該当するおそれのある家庭
  - ② 食事、生活習慣等について不適切な養育状態にある家庭等、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童のいる家庭及びそれに該当するおそれのある家庭
  - ③ 若年妊娠等、出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊娠婦がいる家庭及びそれに該当するおそれのある家庭
  - ④ その他、事業の目的を鑑みて、市町村が特に支援が必要と認めた家庭（ヤングケアラー 等）

## 【業務内容】

- 対象家庭を訪問し、①又は②を基本に家庭の状況に応じて以下内容を実施する。
  - ① 家事支援（食事の準備、洗濯、掃除、買い物の代行やサポート、等）
  - ② 育児支援（育児のサポート、保育所等の送迎、宿題の見守り、外出時の補助、等）
  - ③ 子育て等に関する不安や悩みの傾聴、相談・助言。（保護者に寄り添い、エンパワメントするためのアドバイス等。なお、保健師等の専門職による対応が必要な専門的な内容は除く。）
  - ④ 地域の母子保健施策・子育て支援施策等に関する情報提供
  - ⑤ 支援対象者や児童の状況・養育環境の把握、市町村への報告

## 【訪問支援員の要件】

- 訪問支援員については、市町村が適当と認める研修を修了した者であって、子育て経験者やヘルパー等、本事業を適切に実施できる者として市町村長が適当であると認めた者とする。

## 【支援の流れ】

- 以下の流れを参考に、地域の実情に応じて実施する。

### ① 市町村による支援対象者の決定

こども家庭センター等、市町村における相談支援機関において、関係機関からの情報提供等により、支援の必要性があると思われる家庭に関する情報の収集を行う。

市町村は、支援対象者から申請を受付、利用を決定する。必要に応じて、支援対象者の状況に応じ、他の事業による支援も含め、必要な支援内容・方法・スケジュール等を記載したサポートプラン等を作成・交付する。

### ② 支援対象者情報の提供

市町村における相談支援機関から、事業を行う部署あるいは委託事業者等（以下、実施者という。）に対し、支援対象者の同意を得た上で、情報を提供し、訪問支援員や訪問日時等を調整・決定する。

### ③ 訪問支援の実施

訪問支援員による支援を実施。この際、支援困難度が高い家庭に対しては支援技術の高い訪問支援員が担当する等の配慮をすることが望ましい。

### ④ 支援状況の報告

市町村は、実施者に対し、支援開始初期に想定した支援内容と実際の支援内容に差異が生じていないかの報告や定期の報告、及び養育環境の変化等により他の支援の必要性が認められる場合は随時の報告を行うよう求めることが望ましい。

## 【財政支援の考え方】

- 現行の安心こども基金による子育て世帯訪問支援臨時特例事業による補助と同水準を想定しつつ、訪問支援員の研修受講を必須とすることから、研修費用についても検討。また、「こども未来戦略方針」を踏まえ、支援の必要性の高い家庭に対する支援の拡充についても、予算編成過程において検討する。

### <参考>子育て世帯訪問支援臨時特例事業の補助基準額

#### ○ 訪問支援費用

$$\text{補助基準額} = \text{①訪問支援費用} - \text{②利用者負担額}$$

#### ○ 事務費・管理費・1事業所当たり 564,000円

### 【現行の子育て世帯訪問支援臨時特例事業 訪問支援費用】

①訪問支援費用	× 延べ時間数	× 延べ回数
(単価)	3,000 円	1,860 円
②利用者負担額	× 延べ時間数	× 延べ回数
ア.生活保護世帯	0円	0円
イ.市町村民税非課税世帯	300円	190円
ウ.市町村民税所得割課税額77,101円未満世帯	600円	530円
エ.上記以外の世帯	1,500円	930円

※ 市町村で定めた利用料が、②利用者負担額を上回る場合や課税状況を確認しない場合は、全ての世帯 「エ.その他世帯」として算出。

## 市町村子ども・子育て支援計画における「量の見込み」の算出等について

- 子育て世帯訪問支援事業は、令和4年6月に成立した「児童福祉法等の一部を改正する法律」において、児童福祉法（以下「法」という。）に位置づけた。（施行：令和6年4月1日）
- 子ども・子育て支援法（以下、「子子法」という。）上では、地域子ども・子育て支援事業として位置づけることとしている。（子子法第59条第8号 養育支援訪問事業その他要保護児童等に対する支援に資する事業）
- 地域子ども・子育て支援事業は、市町村子ども・子育て支援事業計画において、量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めることとしている。
- 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画の作成にあたり、地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況を把握するとともに、保護者に対する調査等（以下、「利用希望把握調査等」という。）を行い、これらを踏まえて地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを推計し、具体的な目標設定を行うことが求められている。

### 子育て世帯訪問支援事業の「量の見込み」について

- 子育て世帯訪問支援事業は、市町村が支援の必要があると認めた者を対象としていることから、利用希望把握調査等によらず、要支援児童及び特定妊婦並びに要保護児童の数等を勘案して、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定することとする。
- 具体的には、市町村の相談支援員等が相談を含め対応している世帯のなかで、本事業の利用が望ましい世帯の総計（対象世帯数）を把握し、以下のとおり算出したうえで、適切と考えられる目標事業量を設定すること。

$$[\text{①推計児童数(人)}] \times \frac{[\text{③対象世帯数(人)}]}{[\text{②全児童数(人)}]} \times [\text{④平均利用日数(日)}] = [\text{量の見込み(人日)}]$$

- ① 推計児童数……各年の年齢各歳別（0～17歳）のデータ
- ② 全児童数……0～17歳までの児童人口
- ③ 対象世帯数……相談支援員等が相談を含め対応している世帯のなかで、本事業の利用が望ましい世帯の総計

※利用が望ましい世帯には、児童相談所から引き継いだ児童がいる世帯、怠慢・拒否（ネグレクト）、保護者の育児疲れや育児不安、ヤングケアラー、特定妊婦など、本事業による支援を必要とすることが見込まれる世帯の数が考えられる。

※ヤングケアラーに関する実態調査を行っている場合には、各市町村の判断で、当該調査の結果を利用し、量の見込みに加えるなど、適切な補正を行うことも考えられる。

- ④ 平均利用日数…1人につき利用が必要と思われる日数の平均
- 対象世帯数の総計を把握することが困難な場合には、一定の割合（一部の相談支援員の対応している世帯のうち本事業の利用が望ましい世帯の割合）を求め、対象児童数を求めることが可能とする。
- 本事業は、新たに創設した事業であることから、各年度における実施状況を把握し、計画を作成した後において、利用状況等が量の見込みと大きく乖離している場合には、計画期間の中間年を待たずして、適切に見直しを行うこと。

# 親子関係形成支援事業

こどもまんなか  
こども家庭庁

# 府令委任事項（親子関係形成支援事業）

## ○改正後の児童福祉法（抄）

### 第六条の三 (略)

②～⑩ (略)

⑪この法律で、親子関係形成支援事業とは、内閣府令で定めるところにより、親子間における適切な関係性の構築を目的として、児童及びその保護者に対し、当該児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言その他の必要な支援を行う事業をいう。

省令の規定ぶり

## ○改正後の児童福祉法施行規則（案）

**第一条の三十二の八** 法第六条の三第二十一項に規定する親子関係形成支援事業は、親子間における適切な関係性の構築を目的として、次の各号のいずれかに該当する児童及びその保護者に対し、講義、グループワーク等を実施することにより、当該児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言その他の必要な支援を行うもの（市町村又はその委託等を受けた者が行うものに限る。）とする。

- 一 要支援児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童及びその保護者
- 二 前号に該当するおそれがある者その他の市町村長が当該事業による支援が必要と認める児童及びその保護者

# 親子関係形成支援事業の運用イメージ（案）

## 【目的】

- こどもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とする。

## 【実施主体】

- 実施主体は、市町村（特別区及び一部事務組合を含む）とする。なお、市町村が認めた者への委託等を行うことができる。

## 【対象】

- 親子の関係性やこどもとの関わり方等に不安を抱えている18歳未満のこどもを養育する家庭で、次のいずれかに該当する家庭の保護者及び児童とする。
  - ① 保護者に監護させることが不適当であると認められる児童のいる家庭及びそれに該当するおそれのある家庭
  - ② 保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童のいる家庭及びそれに該当するおそれのある家庭
  - ③ 乳幼児健診や乳児家庭全戸訪問事業の実施、学校等関係機関からの情報提供、その他により市町村が当該支援を必要と認めた家庭

## 【業務内容】

- こどもとの関わり方や子育てに悩み・不安を抱えた保護者が、親子の関係性や発達に応じたこどもとの関わり方等の知識や方法を身につけるため、当該保護者に対して、講義、グループワーク、個別のロールプレイ等を内容としたペアレント・トレーニング等を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けることで、健全な親子関係の形成に向けた支援を行う。
- 親子関係形成支援プログラムの内容については、以下の内容を考慮しつつ、地域の実情に応じて設定すること。
  - ① こどもの行動の理解と要因の把握及び対応
  - ② こどもの発達・成長に応じた関係性や関わり
  - ③ 参加者同士によるピアサポート
  - ④ セルフケアやこどもへの関わり方の振り返り
- プログラムは、概ね5～8回（各回90分～120分程度）を目安に、原則4回以上の連続講座として実施すること。
- 実施者は、児童に関わる業務に従事していた経験や、市町村が認める研修の受講歴又は資格を有する者であって、適切にプログラムを実施できると市町村が認めたものとする。
- 定員は10名程度を目安に、原則としてグループで実施すること。

## 【財政支援の考え方】

- 現行の安心こども基金による保護者支援臨時特例事業による補助と同水準を想定しつつ、実施回数に応じた補助単価の在り方について、予算編成過程により検討。

〈参考〉親子関係形成支援臨時特例事業の補助基準額

- ペアレントトレーニング等実施費用

補助基準額 =①ペアレントトレーニング等実施費用－②利用者負担額

- 親子関係形成支援プログラム資格取得支援等加算

プログラムを実施する際に必要な人材の養成に必要な研修等の実施  
1市町村当たり 100,000円

### 【現行の保護者支援臨時特例事業】

①ペアレントトレーニング実施費用	1講座1人当たり
(単価)	32,800円
②利用者負担額	1講座1人当たり
ア. 生活保護世帯	0円
イ. 市町村民税非課税世帯	3,200円
ウ. 市町村民税所得割課税額77,101円未満世帯	6,560円
エ. 上記以外の世帯	16,400円

※ 市町村で定めた利用料が、②利用者負担額を上回る場合や課税状況を確認しない場合は、全ての世帯「エ.その他世帯」として算出してください。

## 市町村子ども・子育て支援計画における「量の見込み」の算出等について

- 親子関係形成支援事業は、令和4年6月に成立した「児童福祉法等の一部を改正する法律」において、児童福祉法（以下「法」という。）に位置づけた。（施行：令和6年4月1日）
- 子ども・子育て支援法（以下、「子子法」という。）上では、地域子ども・子育て支援事業として位置づけることとしている。（子子法第59条第8号 養育支援訪問事業その他要保護児童等に対する支援に資する事業）
- 地域子ども・子育て支援事業は、市町村子ども・子育て支援事業計画において、量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めることとしている。
- 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画の作成にあたり、地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況を把握するとともに、保護者に対する調査等（以下、「利用希望把握調査等」という。）を行い、これらを踏まえて地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを推計し、具体的な目標設定を行うことが求められている。

### 親子関係形成支援事業の「量の見込み」について

- 親子関係形成支援事業は、市町村が支援の必要があると認めた者を対象としていることから、利用希望把握調査等によらず、要支援児童及び要保護児童の数等を勘案して、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定することとする。
- 具体的には、市町村の相談支援員等が相談を含め対応している世帯のなかで、本事業の利用が望ましい世帯の総計（対象世帯数）を把握し、以下のとおり算出したうえで、適切と考えられる目標事業量を設定すること。

$$[\text{①推計児童数(人)}] \times \frac{[\text{③対象世帯数(人)}]}{[\text{②全児童数(人)}]} = [\text{量の見込み(人)}]$$

- ①推計児童数…各年の年齢各歳別（0～17歳）のデータ
- ②全児童数……0～17歳までの児童人口
- ③対象世帯数…相談支援員等が相談を含め対応している世帯のなかで、本事業の利用が望ましい世帯の総計

※利用が望ましい世帯には、保護者の育児不安、育児しつけ相談、性格行動相談、児童相談所から引き継いだ児童がいる世帯など、本事業による支援を必要とすることが見込まれる世帯の数が考えられる。

- 対象世帯数の総計を把握することが困難な場合には、一定の割合（一部の相談支援員の対応している世帯のうち本事業の利用が望ましい世帯の割合）を求め、対象児童数を求めることが可能とする。
- 本事業は、新たに創設した事業であることから、各年度における実施状況を把握し、計画を作成した後において、利用状況等が量の見込みと大きく乖離している場合には、計画期間の中間年を待たずして、適切に見直しを行うこと。

# 児童育成支援拠点事業

こどもまんなか  
こども家庭庁

# 府令委任事項（児童育成支援拠点事業）

## ○改正後の児童福祉法（抄）

**第三十四条の十七の二** 市町村は、児童育成支援拠点事業を行うことができる。

- ② 国、都道府県及び市町村以外の者は、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、内閣府令で定める事項を市町村長に届け出て、児童育成支援拠点事業を行うことができる。
- ③ 国、都道府県及び市町村以外の者は、前項の規定により届け出た事項に変更を生じたときは、変更の日から一月以内に、その旨を市町村長に届け出なければならない。
- ④ 国、都道府県及び市町村以外の者は、児童育成支援拠点事業を廃止し、又は休止しようとするときは、あらかじめ、内閣府令で定める事項を市町村長に届け出なければならない。
- ⑤ (略)

省令の規定ぶり

## ○児童福祉法施行規則（案）

**第三十六条の三十七条の三** 法第三十四条の十七の二第二項に規定する内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 事業の種類及び内容
  - 二 経営者の氏名及び住所（法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地）
  - 三 定款その他の基本約款
  - 四 運営規程
  - 五 職員の定数及び職務の内容
  - 六 主な職員の氏名及び経歴
  - 七 当該事業の用に供する施設の名称、種類及び所在地
  - 八 建物その他設備の規模及び構造並びにその図面
  - 九 事業開始の予定年月日
- ② 法第三十四条の十七の二第二項の規定による届出を行おうとする者は、収支予算書及び事業計画書を市町村長に提出しなければならない。ただし、市町村長が、インターネットを利用してこれらの内容を閲覧することができる場合は、この限りでない。

**第三十六条の三十七条の四** 法第三十四条の十七の二第四項に規定する内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 廃止又は休止しようとする年月日
- 二 廃止又は休止の理由
- 三 現に便宜を受けている者に対する措置
- 四 休止しようとする場合にあつては、休止の予定期間

# 児童育成支援拠点事業の運用イメージ（案）

## 【目的】

- 養育環境に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及びその家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の支援を包括的に提供することにより、虐待の防止や一時保護解除の家庭への円滑な復帰を図ることを目的とする。

## 【実施主体】

- 実施主体は、市町村（特別区及び一部事務組合を含む）とする。なお、市町村が認めた者への委託等を行うことができる。  
児童養護施設、児童館、児童家庭支援センター等の子育て関連施設や、その他市町村が子どもの居場所支援を行う場所として適当と認めた場所（空き家や賃貸物件の活用を含む。）で実施することができる。

## 【対象】

- 本事業の支援対象は、次に掲げるような状態にある児童及び保護者を対象とする。
  - ① 食事、衣服、生活環境等について、不適切な養育状態にある家庭の児童等、養育環境に関して課題のある主に学齢期の児童及びその家庭
  - ② 家庭のみならず、不登校の児童や学校生活になじめない児童等、学校に居場所のない主に学齢期の児童及びその家庭
  - ③ その他、市町村が関係機関からの情報により支援を行うことが適切であると判断した主に学齢期の児童及びその家庭

## 【業務内容】

- 以下の①～⑦に掲げる取組を包括的に実施するものとする。  
ただし、支援を常時提供しなければならないわけではなく、支援対象者から支援を求められた際に、確実に支援を提供できる体制を整備すること。
  - ① 安心・安全な居場所の提供（※1）
  - ② 生活習慣の形成（片付けや手洗い、うがい等の健康管理の習慣づけ、日用品の使い方に関する助言、等）
  - ③ 学習の支援（宿題の見守り、学校の授業や進学のためのサポート、等）
  - ④ 食事の提供（※2）
  - ⑤ 課外活動の提供（調理実習、農業体験、年中行事の体験や学校訪問等）
  - ⑥ 学校、医療機関、地域団体等の関係機関と日常的に連携を行い、事業の趣旨や各機関が把握している児童の情報が共有されやすい関係の構築
  - ⑦ 保護者への情報提供、相談支援

（※1） 居場所における支援を行う際、必要に応じて家庭、学校、その他の場所と本事業の実施場所との間の送迎支援を行うこと。

（※2） 提供する食事は、必ず居場所で調理された食事であることを要しない。宅食により食事を提供することは不可とする。

## 【職員配置等】

- 児童育成支援拠点事業を行う者（以下、「児童育成支援拠点事業者」という。）は、当該事業を行う場所（以下、「児童育成支援拠点事業所」という。）に、原則として、①管理者、②支援員を置くこととする。また、必要に応じて、③ソーシャルワーク専門職員、④心理療法担当職員を配置できるようにする予定。

なお、1人以上は、児童指導員、保育士、社会福祉士、精神保健福祉士のいずれかの資格、教育職員免許法第4条に規定する免許状若しくは児童福祉事業に2年以上従事していた経験を有する者又は④心理療法担当職員に該当する者を置くこと。

また、管理者又は支援員のうち1人以上は、常勤職員とする。

### ① 管理者

- ・ 児童福祉事業に従事していた十分な経験等を持つ者で、支援員の指導・調整、運営に関わる管理等の現場を統括する能力を有するもの
- ・ 運営に関わる管理、支援員等の指導・調整、他機関との連携、本事業における支援対象者への支援内容に係る支援計画（以下、「支援計画」という。）の策定を行う。

### ② 支援員

- ・ 児童の福祉の向上に理解と熱意を有する者であって、児童に対して適切な生活支援等ができるもの
- ・ 児童や保護者への支援等を行う。

### ③ ソーシャルワーク専門職員

- ・ 児童を対象としたソーシャルワークの業務に従事していた者。社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有することが望ましい。
- ・ 学校、要保護児童対策地域協議会等の関係機関における会議への出席、他機関との連携、保護者へのアセスメント等の支援、必要に応じて、児童の家庭を訪問による家庭環境の把握や保護者への相談・支援、その他、居場所における児童に必要な支援を行う。

### ④ 心理療法担当職員

- ・ 大学で、心理学を専修する学科を卒業した者等であって、個人及び集団心理療法の技術を有し、かつ、心理療法に関する1年以上の経験を有するもの
- ・ 心理的支援が必要な児童に対するメンタルケア等の支援を行う。

## 【開所日数・開所時間】

- 開所する日数は、その地域における学校の授業の休業日その他の状況等を考慮し、年間を通して週3日以上開所すること。
- 開所する時間は、次に掲げる時間帯は必ず開所することとし、児童の状況や地域の実情等に応じて、開始時間を早める又は閉所時間を延長するなどして定めるものとする。

① 学校の授業の休業日（長期休暇期間等）	10時から18時
② 学校の授業の休業日以外の日（平日）	学校の授業の終了後から18時の開所

## 【設備】

- 本事業を行う場所には、開所時間中に児童が集まることができる専用のスペースその他支援の実施に必要な設備を設けること。なお、相談室、事務室、キッチン、学習スペース及び浴室等の設備を設けることが望ましい。

## 【財政支援の考え方】

- 現行の安心こども基金による保護者支援臨時特例事業による補助と同水準を想定しつつ、開所日数を原則250日以上（週5日程度）としていたものを、「年間を通して週3日以上開所」とすることを踏まえ、開所日数に応じた補助を検討。

また、開所時間については学校の学期中と長期休暇期間中とでは居場所支援の提供すべき時間が異なることから、提供時間に着眼した補助を検討。

加えて、心理療法担当職員などの専門職の配置による加算を検討。

〈参考〉子どもの居場所支援臨時特例事業の補助基準額

- 子どもの居場所支援臨時特例事業 1か所当たり 14,592千円  
　　賃借料支援 1か所当たり 3,000千円（上限）  
　　開設準備経費支援 1か所当たり 4,000千円（上限）
- 児童指導専門職員配置支援事業 1か所当たり 1,258千円

## 市町村子ども・子育て支援計画における「量の見込み」の算出等について

- 児童育成支援拠点事業は、令和4年6月に成立した「児童福祉法等の一部を改正する法律」において、児童福祉法（以下「法」という。）に位置づけた。（施行：令和6年4月1日）
- 子ども・子育て支援法（以下、「子子法」という。）上では、地域子ども・子育て支援事業として位置づけることとしている。（子子法第59条第8号 養育支援訪問事業その他要保護児童等に対する支援に資する事業）
- 地域子ども・子育て支援事業は、市町村子ども・子育て支援事業計画において、量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めることとしている。
- 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画の作成にあたり、地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況を把握するとともに、保護者に対する調査等（以下、「利用希望把握調査等」という。）を行い、これらを踏まえて地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを推計し、具体的な目標設定を行うことが求められている。

### 児童育成支援拠点事業の「量の見込み」について

- 児童育成支援拠点事業は、市町村が支援の必要があると認めた者を対象としていることから、利用希望把握調査等によらず、要支援児童及び要保護児童の数等を勘案して、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定することとする。
- 具体的には、市町村の相談支援員等が相談を含め対応している世帯のなかで、本事業の利用が望ましい児童の総計（対象児童数）を把握し、以下のとおり算出したうえで、適切と考えられる目標事業量を設定すること。

$$[\text{①推計児童数(人)}] \times \frac{[\text{③対象児童数(人)}]}{[\text{②6歳以上の児童数(人)}]} = [\text{量の見込み(人)}]$$

①推計児童数…各年の年齢各歳別（6～17歳）のデータ

②6歳以上の児童数……6～17歳までの児童人口

③対象児童数…相談支援員等が相談を含め対応している児童のなかで、本事業の利用が望ましい児童の総計

※利用が望ましい世帯には、一時保護が解除され、児童相談所から市町村に指導委託や行政移管など引き継いだ児童や、虐待相談を受けた児童など、本事業による支援を必要とすることが見込まれる児童等の数が考えられる。

※適切に学校等教育部局とも連携し、本事業による支援が必要な対象者を見込む必要がある。例えば、スクールソーシャルワーカーや教員等からの情報を参考に、本事業の利用が望ましい児童の数を確認する等、教育と福祉で連携し、自治体が保有するデータを有機的に連携させながら、把握することが望ましい。

※不登校等、学校においても課題を抱えた児童や発達特性のある児童も事業の対象になりうるものではあるが、量の見込みに当たっては、あくまで本事業の対象は家庭の養育環境に課題のある児童であることを前提に算出すること。

- 対象児童数の総計を把握することが困難な場合には、一定の割合（一部の相談支援員の対応している児童のうち本事業の利用が望ましい児童の割合）を求め、対象児童数を求めることが可能とする。
- 本事業は、新たに創設した事業であることから、各年度における実施状況を把握し、計画を作成した後において、利用状況等が量の見込みと大きく乖離している場合には、計画期間の中間年を待たずして、適切に見直しを行うこと。